

特別支援学校教諭2種免許状の取得方法**(教員としての実務経験(3年以上)＋必要単位の修得(6単位以上)による免許取得)****※適用法令:教育職員免許法第6条第2項別表第7**

特別支援学校教諭2種免許状を取得するためには下記(1)の基礎資格を有した上で、(2)の単位を修得をし、(3)を含めた検定に合格することが条件になります。

(1)基礎資格

ア 必要とする免許状:幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭の普通免許状(専修、1種、2種免許状)

イ アの免許状取得後、3年以上優良な成績での勤務実績があること。

※非常勤講師の履歴は週時間数により割落としがあります。

週授業時間数

① 8時間未満 辞令の勤務期間全日数×1/4

② 8時間以上15時間未満 辞令の勤務期間全日数×2/4

③ 15時間以上 辞令の勤務期間全日数×3/4

(例)高等学校1種免許状取得後、週15時間以上の非常勤講師として3年間勤務しても

勤務実績としては

$36\text{月} \times 3/4 = 27\text{月}$ (=2年と3月分)となる。

(2)必要単位 (根拠法令:教育職員免許状の単位修得方法に関する規則第4条)

免許状の種類			特別支援学校2種免許状	令和7年度 大分県認定講習 該当講座記号
特別 支援 教育 に 関 する 科 目	最低必要単位数合計		6単位以上	
	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	1単位以上	開設なし
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	2単位以上 視覚:2 聴覚:2 知的:1 肢体:1 病弱:1 ※2参照	F(聴覚領域) 1単位
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		E(知的領域) 1単位 G(視覚領域) 1単位
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	1単位以上 〈注意事項〉 重複・LD等を「中心となる領域」として修得すること。 (※3参照)	H1単位 ※中心となる領域 (重複・LD等) ※含む領域 (全5領域)

※1 単位の修得については、大分県教育委員会免許法認定講習による修得のほか、他県の認定講習での単位修得、通信制大学の科目履修等による修得、特別支援学校のそれぞれ取得しようとする領域について認定課程のある大学の学部学科(文科省の認定を受けた課程。文科省HP参照)での修得が可能で、それらの組み合わせによっても申請することができます。

※2 第二欄においては、取得しようとする領域(視覚・聴覚・知的・肢体・病弱の各領域)の「心理、生理及び病理に関する科目」(以下「心理等」という。)及び「教育課程及び指導法に関する科目」(以下「教育課程等」という。)の両方の単位取得が必要です。

※大学によっては「心理等」と「教育課程等」とが一緒になった講座を開設している場合もあります。詳しくは大学等から履修指導を受けてください。

※3 第三欄については、第二欄で修得し、授与を受けようとする特別支援教育領域以外の領域についての「心理等」、「教育課程等」を含めた1単位以上の修得が必要になります。

(例)知的、肢体不自由領域の免許の取得を希望し第二欄該当の単位を取得している場合は、第三欄では重複障害・LDを中心とする領域と、知的、肢体以外の領域である視覚、聴覚、病弱領域が含まれた単位の修得が確認できないと免許授与の単位要件を満たしません。

(3)その他

上記のほかに書類審査により人物、身体に関する検定に合格することが条件になります。

詳しくは教育人事課採用試験・免許班にお問合せください。